

「教育課程編成」の原則

⇒ 教育課程編成の主体は学校、つまり校長である

小学校学習指導要領解説 総則編 平成 20 年 6 月 文部科学省
第 3 章 教育課程の編成及び実施
第 1 節 教育課程編成の一般方針

学習指導要領第 1 章総則においては、教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を示している。したがって、各学校においては、総則に示されている事項に従い、創意工夫を加えて教育課程を編成し、実施する必要がある。

第 1 節教育課程編成の一般方針

学習指導要領第 1 章総則の第 1 の教育課程編成の一般方針においては、教育課程編成の基本的な仕組みを示すとともに、教育課程の編成において特に配慮する必要のある事項について示している。

1 教育課程編成の原則（第 1 章第 1 の 1）

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、学習指導要領第 1 章総則第 1 の 1 において「各学校においては、・・・適切な教育課程を編成するものとし」と示している。今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法第 37 条第 4 項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということである。

これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級や学年の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となっている。

各学校には、校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

なお、今回の改訂において、「各学校においては、・・・適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。これは、前述のとおり、教育基本法第 2 条（教育の目標）、学校教育法第 21 条（義務教育の目標）及び第 30 条（小学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定していることを踏まえたものである。本項においても、「目標を達成するよう」という規定振りであることから、教育基本法第 2 条と同様、児童が目標を達成することを義務付けるものではないが、今回の改訂により、各学校は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になった。

「標準授業時数」の基本的な考え方

⇒ 標準とは、時数という形式的なものではない

小学校学習指導要領解説 総則編 平成20年6月 文部科学省
第3章 教育課程の編成及び実施
第3節 授業時数等

各学校においては、これらを踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、地域や学校及び児童の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定める必要がある。その際、授業時数の確保を単に形式的に行うのではなく、個に応じた指導などの指導方法や教材等の工夫改善を行い授業等の質的な改善を図りつつ、授業日数や授業週数、授業の1単位時間との関連を確保しながら、授業時数を配当することにより、指導に必要な時間を実質的に確保する必要がある。

1 各教科等の年間授業時数

別表第1に定めている授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであり、各学校において年度当初の計画段階から別表第1に定めている授業時数を下回って教育課程を編成することは、上記のような学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。

しかしながら、このことは単に別表第1に示されている各教科等の授業時数を形式的に確保すればよいということを意味するものではない。各学校において、この別表第1に示されている授業時数を踏まえ、地域や学校及び児童の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要である。

なお、学校教育法施行規則第51条において、別表第1に定めている授業時数が標準授業時数と規定されているのは、

①指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、各学校においては、地域の状況や児童の実態を十分に考慮して、児童の負担過重にならない限度で別表第1に定めている授業時数を上回って教育課程を編成し、実際に上回った授業時数で指導することが可能であること

②別表第1に定めている授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するものとはしないといった趣旨を制度上明確にしたものである。

特に、①については、学習指導要領のねらいが十分実現されていないと判断される場合には、指導方法・指導体制の工夫改善を図りながら、標準を上回る適切な指導時間を確保するなど、指導内容の確実な定着を図ることに努めることが必要である。その際、年間の行事予定や各教科等の年間指導計画、その実施、改善の状況等について、保護者をはじめ地域住民等に対して積極的に情報提供することも重要である。

なお、別表第1は、各教科等のそれぞれの授業時数だけでなく、各学年の総授業時数も標準として定めている。したがって、個々の教科等の授業時数と同様に総授業時数についてもその確保を図ることが求められる。各学校においては、このような考え方に立って、授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、その実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める必要がある。

「余剰時間」の考え方

⇒ 総授業時数 — 標準授業時数 = 余剰時数 どう活用するか

文部科学省「初等中等教育における国際教育推進検討会（第3回）」議事録より

余剰時間とは

小野清二委員 「また、余剰時間を使って国際理解教育を推進している学校が13パーセントあります。この余剰時間は何かというと、授業というのは年間35週で計算されておりますが、実際には1年間は平均42.5週で実施されています。そうすると、35週で計算した時数と42.5週で計算した週では、毎年時数に余剰が出てくるわけです。全学年でも平均180時間の余剰が出てまいります。この180時間のうち、諸行事に使うのが約100時間ありまして、東京の場合で言えば、小学校は約80時間の余剰時間が生まれます。この80時間の余剰を使って国際理解教育等に取り組んでいるところがあるというところが13パーセントということで、総合的な学習の時間だけではなくて、それ以外の時間でも国際理解教育に取り組んでいるということがわかります。」

三小では、

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
A カレンダー上の総コマ数	953	1021	1102	1142	1146	1146
B 会議等で使用不可コマ数	14	32	56	71	63	58
C 総時数（総コマ－会議等）	939	989	1046	1071	1083	1088
D 行事総時数	39.8	42.8	47.3	45.8	56.3	64.5
E 総授業時数（C－D）	899.2	946.2	997.7	1023.2	1025.7	1022.5
F 標準授業時数	850	910	945	980	980	980
G 余る時数（E－F）	49.2	36.2	52.7	43.2	45.7	42.5



余る時数は、各教科等の標準授業時数に加算して指導する時間として活用する。

H 標準に加算する時数 （含む英語）	29	29	24	29	25	18
I 届出授業時数（F＋H）	879	939	969	1009	1005	998
J さらに余る時数（E－I）	20.2	7.2	28.7	14.2	20.7	24.5



さらに余る時数は、学級閉鎖等の不測の事態に備えるものとする。

K 予備時数	10	23	2	16	10	6
L G＋J	30.2	30.2	30.7	30.2	30.7	30.5

※予備時数とは、学級閉鎖等の不測の事態がさらに拡大し、Jの時数でまかなえない場合に、2～3月の授業時数を無理なく増やし、教育課程届出時数（三小時数）を確保するためのもの。

「標準に加算する時数」（H）の意図

小学校学習指導要領（解説：総則編）「学習指導要領のねらいが十分実現されていないと判断される場合には、指導方法・指導体制の工夫改善を図りながら、標準を上回る適切な指導時間を確保するなど、指導内容の確実な定着を図ることに努めることが必要である。」及び、教育基本法（第2条教育の目標）、学校教育法（第21条義務教育の目標、第30条小学校教育の目標）に掲げる目標を達成するよう教育を行うために、本校児童の学習の定着状況に鑑み、確かな学力を保障するために必要な時数である。特に、授業時数との関連において、指導方法等を工夫して基礎・基本の確実な習得を目指すものである。

道標 (みちしるべ) 第620号

平成25年3月1日
校長 稲垣 達也

誰でも! わかるように図解してみました

例: 第2学年

